

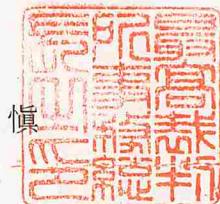
最高裁秘書第1506号

令和3年5月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月21日付け（同月24日受付、第020807号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「国家公務員倫理法について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

出向予定者（判事補身分の者、弁護士職務経験職員、国会職員、国立国会図書館職員及び預金保険機構職員を除く。） 各位

国家公務員倫理法について

裁判官は、一般の裁判所職員とは異なり、国家公務員倫理法の適用がありませんが、行政府省への出向のため、裁判官の身分を離れる場合には、一般職の国家公務員等として同法が適用されることとなり、同法等の規制を受けることとなります。特に、事業者等から、5000円を超える金品、物品その他の財産上の利益の供与等を受けた場合には、所定の提出期間内に贈与等の報告を行う必要がありますので、注意してください（下記参考参照）。

贈与等報告書の提出先や提出の要否に疑義がある場合については、国家公務員倫理審査会のウェブサイト（<http://www.jinji.go.jp/rinri/>）が参考となるほか、出向先の人事事務担当者・庶務事務担当者に照会してください。

なお、出向から復帰し、裁判官の身分に戻る場合には、贈与等報告書の提出期間にかかわらず、裁判官の身分に戻るまでに、出向先である行政府省に提出することとなるので注意してください。

＜参考＞

国家公務員倫理法第6条

本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

（各号略）